

議案第31号

**東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の東近江市職員の給与に関する条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び東近江市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第17条第4項から第6項まで（東近江市職員の育児休業等に関する条例（平成17年東近江市条例第49号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第22条第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項まで又は東近江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年東近江市条例第41号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員
127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。